

第12回 「特定技能」4月開始

4月から新在留資格

「特定技能」がスタート

する。詳細が明らかにな
ってきて、法務省などに
よる説明会も各地で開か
れているが、ここで特定
技能について整理する。

特定技能は技能実習制
度とは別の新しい在留資
格であり、目的は「就労」
だ。在留期間は4ヵ月、
6ヵ月、1年などで更新
され、通算5年が上限。

在留資格を得るには、介
護技能評価試験、日本語
能力試験N4以上の合格
に加え、介護職種では
「介護日本語評価試験
(仮称)」の合格も必要
とする。政府は今後5年
間の受入人数を最大6万
人と設定している。

ここで考慮する必要が
あるのは、外国で採用さ
れ、特定技能で日本へ来
る場合の試験だ。既存の
N4試験は十分通過でき
そうだが、介護技能評価
試験と介護日本語につい
ては、課されるレベルがま

今からでも遅くない
賢い介護技能実習生の

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合
専務理事 庄司孝正



入口は技能実習、チャンス広がる

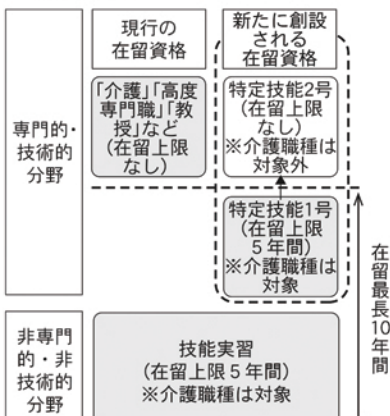
だ分らない。低ければ
質の低下を招くし、逆に
高ければ介護が対象に入
った意味がなくなる。不
透明な現段階では、特定
技能で日本へ来るケース
はすぐには多くなるなら
ないというのが筆者の見立
てだ。

しかし、受入施設は悲
観してはいけない。もう
一つポイントになるの
は、技能実習2号(入国後
3年間)修了者が、これら
の試験を免除されること
になる。実習生にとって

だ。だから、介護職種に
も、日本で働き続ける道
が拓けてきたといえる。

また、実習生から育て
上げるわけだから、受入
施設のリーダーになるこ
とは間違いない。同じ国
の出身者が上司なら、新
しく外国人を募集する際
に、明らかに他社より優
位に立てる。外国人を含
めた長期的な人事戦略を
しっかりと立てることが
、最良の作戦といえる。

◆就労が認められる在留資格の 技能水準



出典：法務省入国管理局「新たな外国人材
の受入れについて」を一部改変

庄司孝正プロフィール

ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事
1999年から大手企業グループで介護保険制度ス
タートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに
参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身
を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017
年からライフケア医療介護事業協同組合の専務
理事を務めている。現在は監理団体での外国人
技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護
分野における同制度の普及・啓発に向けた活動
を行う。